令和5年度 第3回三重県公共事業評価審査委員会

- 1 日時 令和5年10月17日(火) 10時10分から15時15分まで
- 2 場所 三重県吉田山会館 第206会議室 (Web会議併用形式)
- 3 出席者
- (1)委員

大野研委員、岡島賢治委員長、北野博亮委員、別府孝文委員、三島正人委員、 水木千春委員、矢口芳枝委員

(2) 三重県

(県土整備部)道路建設課 課長 ほか(県土整備部)河川課 課長 ほか

(鈴鹿建設事務所)事業推進室室長ほか(津建設事務所)事業推進室室長ほか(伊勢建設事務所)事業推進室室長ほか(尾鷲建設事務所)事業推進室室長ほか

(事務局) 公共事業総合推進本部 事務局長

公共事業運営課 課長 ほか

- 4 議事内容
 - (1) 開会
 - (2) 評価対象事業の審議について

【再評価】

15番 河川事業 (一級河川芥川) の審議

- ①鈴鹿建設事務所から説明
- ②質疑応答
- (委員長)

橋梁の改修費用について、全体事業費に対してそれほど大きな割合ではない

ということですか。

(鈴鹿建設事務所)

改修を計画している橋梁については、川幅が大きな河川ではないため、全体事業費に対する割合は小さく、順次整備しながら改修していきたいと思っております。

しかし、現在整備している下流域については、大きな工場や、JR 関西線が近接しているため、先ほど11億円増額となるというような説明をいたしましたけども、通常の護岸整備ではできないことや、また、地盤が軟弱であることから、費用と時間を要する見込みです。

(委員長)

今の状況はそれを見込んだ計画にはなっていますか。

(鈴鹿建設事務所)

なっております。

(委員長)

わかりました。

(委員)

34ページのマニュアル変更について、詳しく説明をお願いします。

(鈴鹿建設事務所)

公共土木施設被害額の算出方法について、平成17年のマニュアルでは一般資産被害額に169.4%を乗じて算出していました。令和2年4月のマニュアルでは、一般資産被害額に74.2%を乗じたものと浸水する農地の面積に、単位当たりの被害額を乗じたものを合計して算出するように変わっています。

(委員)

わかりました。

(委員)

近年そのマニュアルに従うとベネフィットが大きくなる傾向があるんですけ ど、旧マニュアルから新マニュアルになった意味合いは前のマニュアルが被害 額を過小評価していたものを新マニュアルでは正しく評価したということでし ようか。

(河川課)

委員のおっしゃるとおりです。

旧マニュアルにおいては割り切って算出していた部分がありますので、より現実に沿った算出方法に、マニュアルを改訂したと認識しております。

(委員)

代替案としてね、遊水地は作れないということですが、例えば 39 ページのこの浸水してる範囲を見ると、ほぼ全て農地ですよね。

この農地部分だけ遊水地にしたらこれ結構防げますよね。

集落とかに影響を与えないで、浸水防げるようになるんじゃないかなって見 えちゃうんですけど。

遊水地案については、検討の余地はありませんか。

(鈴鹿建設事務所)

遊水地案につきましてはかなり広大な農地を用地取得することになり、 社会的影響が大きいため難しいと考えています。

(委員)

お気持ちはわかりますけど、簡単に遊水地の代替え案は無しとしておりますが、ある程度考えられるんじゃないかなと思いました。

(河川課)

補足させてください。

遊水地案の対象用地となる農地については過去に圃場整備を実施済みのエリアです。

圃場整備の際に河川として必要な区域を、耕地整備する区間から外れるように事業調整を図りながら、河川事業の計画を立案してきたという経緯も踏まえて、遊水地の妥当性、実現性を評価したものでございます。

(委員)

わかりました。

16番 河川事業(一級河川椋川)の審議

①鈴鹿建設事務所から説明

②質疑応答

(委員長)

68 ページの費用対効果分析の変化の要因②のところについて、宅地化による 資産単価の増加により被害額が増加したというご説明で、この宅地化されたと ころは、66 ページで、赤の破線で丸囲みしてあるところでよろしいですか。

(鈴鹿建設事務所)

はい。宅地面積が増えたということが要因でございます。

(委員長)

ここは60ページを見ると河川改修が行われた後も冠水のリスクがあるように 見えるのですが、これを考えると宅地化をさせることで便益を上げたけど防除 はしなかったみたいに思うのですがむしろ、ここは浸水区域内の開発を規制し ていくように指導すべきだったのではないかと思うのですがいかがですか。

(鈴鹿建設事務所)

近年、流域治水対策ということで浸水した町への開発を抑制するという動きになっているんですけども、浸水区域内の開発の規制については、行っていません。

(河川課)

先ほどの説明に補足させてください。

60 ページの黒線で囲われた範囲が河川の将来計画である基本方針で対象としている降雨における浸水の範囲です。

これが何を示しているかというと、現在実施している整備計画レベルでの改修では黄色で着色された範囲の浸水が残ってしまいますが、将来計画の整備後は、この黒線囲みの中の色は全て解消されます

(委員長)

わかりました。

(委員)

公共施設の被害額なんですけども、これは単にその道路とか資産価値が減る

ということの被害で、道路が寸断されることによっての交通経済的な影響は含んでいないのでしょうか。

(河川課)

その被害額は浸水被害、洪水による被害があったときに復旧に要する費用を 算定しています。

73 ページでその他の効果として交通寸断は説明させていただいていますが、 交通寸断による損失については便益に入っていません。

(委員)

はい、ありがとうございます。

(委員)

最初の委員長と同じような質問にはなるのですが、将来計画における 40 年確率の浸水域を出していただいているのですが、この整備計画は 20 年確率を耐えるものなんですね。

(鈴鹿建設事務所)

はい。

(委員)

事業完了時だから 20 年確率の雨だったら塗られないけど 40 年確率の雨が降っちゃったから浸水しているっていうことですね。

(鈴鹿建設事務所)

そうです。将来計画の 40 年に一度という雨になる場合は、黄色い部分は残ってしまうということです。

(委員)

先ほどの事業だったら 5 年確率という話をしてたんですけど、今回は何で 40 分の 1 と 20 分の 1 が出てくるのかなというのを最初に聞こうと思ってたんですけど、何年確率で計画するとかというのはその地域の状況によって変わるんですね。

(鈴鹿建設事務所)

はい。

(委員)

例えば重要度が高い河川の方が便益が大きくないといけないと思いますが、 こちらの総便益が芥川より低いのは何故ですか。

(鈴鹿建設事務所)

便益は、整備をしたことにより解消される浸水エリアの差で算出されます。 既存の断面の流下能力が、芥川は2年に一度や、5年に一度の雨ですぐ溢れる という状況です。一方で椋川はおおむね整備が進んできておりますので、5年に 1回程度の雨では溢れません。その差が便益の差に表れています。

(委員)

はい、わかりました。

(委員)

地元地域からの要望書との整合性も図られているのでしょうか。

(鈴鹿建設事務所)

毎年同盟会の要望活動が芥川・椋川の両河川とも行われており、同盟会の総会に出席をさせていただき、事業進捗を鈴鹿建設事務所として説明をしています。

(委員)

その際、いろんなご意見が出るかと思うんですけれども、どのような意見が出 るのでしょうか。

(鈴鹿建設事務所)

ほしいというのが主な要望でございます。

浸水区域内には田んぼもございますので利水関係についても参考意見として 出ます。

(委員)

住民と密着しますから当然だと思います。

(鈴鹿建設事務所)

はい。

17番 河川事業 (二級河川安濃川) の審議

①津建設事務所から説明

②質疑応答

(委員)

前回の再評価と比べると、今回は総便益が1.6倍ぐらいに出いると思います。 先ほどの2件はそれぞれ1.39倍、1.3倍ぐらいで、なんかすごく増えている なという感じがするんですが何か要因があるんでしょうか。

(津建設事務所)

今回家屋被害額というのに注目して説明をさせていただいております。 津市の市街地は下流部に非常に人家が多いということが椋川・芥川に比べて 便益増加が大きい要因と考えています。

(河川課)

いずれの河川も家屋の浸水被害の部分も農地浸水被害の部分もございます。 より支配的な部分について、変化の要因をご説明しており、この河川について は家屋の被害による便益の増加が支配的であったというところでございます。

(委員)

ありがとうございます。

(委員)

家屋の被害額が新マニュアルで大きく出るようになった理由は何ですか。

(河川課)

マニュアルでは、過去の水害を調査したデータを用いて被害率を算出しておりますが、平成17年のマニュアルでは、平成5年から平成8年という短い期間で、かつ母数も少ない被害を対象に、被害額を算定しておりました。

一方、令和2年のマニュアル改定については、平成5年から平成29年までの 災害を対象に統計データが作成されており、データの母数が増えて精度も上が ったという認識です。

(委員)

これを被害率どんどん上げていけばどんどんいつでもベネフィットは増やせちゃうっていう感じになりますよね。

この調査の信頼性っていう話になりますけど。

被害額、評価額の方が何となく、近年上がっているかなという気もしないです けど、被害率が効くわけですよね。

(河川課)

今スライドで出しているのは被害率ですけど。

評価額も高くなっております。

(委員)

因みにこの評価額っていうのは固定資産税の評価額を用いているんですか。

(河川課)

建築動態統計調査という国が行っている統計から、家屋の新築価格を用いています。

(委員)

全国一律、それとも都道府県別ですか。

(河川課)

都道府県別になっています。

(委員)

先ほどの公共施設と同じで、要するに家を建て直すときにかかる金額という ことですね。

(河川課)

そういうことです。

(委員)

その評価額は近年材料費が上がっているでしょうから、上がるのは分かりますが、被害率が上がる理由が分かりません。

(河川課)

国で水害被害の実績を水害統計というものでとりまとめられているのですけれども、平成17年のマニュアルと実態が合ってこないというところを洪水被害の実態に近い形に見直しすために令和2年のマニュアルの改定で比率が変わったというところになります。

(委員)

なるほど。

(河川課)

上がってはいるんですけれども、青天井にあげているっていうわけじゃなくて、被害の実態を踏まえて率を見直したという経緯ございます。

(津建設事務所)

スライドを見ていただきますと、床上 300 c m未満までは全て増えていますが、、300 c mを超えるとですね、被害率は下がっています。先ほど説明のあっ経緯で変わってきたと思っています。

(委員)

わかりました。

(委員長)

進捗のお話で用地がちょっと進んでないということですけれども、安濃川の 用地かと思うんですがこちら、用地だけでも前倒しして取得するというのは難 しいですか。

(津建設事務所)

三泗川の工事が終わった後に安濃川の工事を予定しておりますので、前倒すことは可能です。

事業箇所付近は人家連単地であるので速やかな用地取得には困難が予想されますが、今から準備をしていかなければならないという意識はしております。

(委員長)

安濃川は民家が連単しているので早めから用地交渉を始めた方がスムーズに 用地買収が終わると思いますので、計画的に進めていただければと思います。

20番 河川事業 (二級河川神内川) の審議

①熊野建設事務所から説明

②質疑応答

(委員)

代替案として検討している遊水地は、30 ヘクタールの農地を全部購入する想 定で概算費用を算出していますか。

(熊野建設事務所)

検討させていただいた遊水地案については、地盤を 5m程度掘り下げて、容量を確保する計画で検討させていただいております、それが資料の 136 ページです。

(委員)

30 ヘクタールにわたって掘るということですか。

(熊野建設事務所)

はい。

(委員)

その計画であれば、河川改修は必要ないのですか。

(河川課)

遊水地の農地を購入し、全面積を掘り下げ掘り下げた上で不足する流下能力 については、河道改修で賄うという計画が136ページの「河道改修+遊水地案」 でございます

(委員)

わかりました。

(委員)

138 ページで令和 5 年の再評価の B/C が全体事業と残事業で、総便益の方が100 万多くなっているのはなぜですか

(河川課)

お手元の 121 ページのところだと思うんですけども、そこで基本的には評価 年次を見直したことによる現在価値化によって、残存価値の方が少し上がって おるといったことですいます。

(委員)

残存事業と全体事業の基準年次が違うということですか。

(河川課)

全体事業の便益は令和元年からの80年を対象にしているのに対し、残事業では令和5年からの75年を対象に評価しており、対象期間の差異によるものです。

(委員)

分かりました。

(4) 答申

関係資料 委員会意見書参照

(5) 次回評価対象事業の概要説明

6番 道路事業(主要地方道鈴鹿環状線(磯山バイパスⅡ期工区))

の概要説明

①鈴鹿建設事務所から説明

②質疑応答

(委員長)

進捗の方についての確認なんですが現在、事業全体 61%の進捗状況で、12 年間の事業に対して残りあと 2 年ぐらいしかないんですけれども、これ予定通りに完了っていう見込みはどのぐらいになってるんですか。

(鈴鹿建設事務所)

大型構造物でちょっと予算のかかるところが残っておるというところで、予算要求をきっちりしながら、目標年度を目指して整備を進めていきたいと考えております。

(委員長)

計画通り進むことが可能ということですか。

(鈴鹿建設事務所)

はい。

(委員長)

また、進捗について河川の方では色分けして進捗終了と現在行っているところと今後行うところというのは分かるようにしていただいたので、道路の方もそのような図があると見てわかるようになるため、是非工夫していただければと思います。

(委員長)

もう一点なんですけれども、これあの費用に関しては途中で変更とかは特に なく、計画通りの事業費なのでしょうか。

(鈴鹿建設事務所)

若干予算がかかる伊勢鉄道の部分の費用増加がございまして、次回、その辺についても説明させていただきたいと思っております。

(委員長)

過年度の分の事業費変更等についてもあわせてご説明いただければと思いま す。

(委員)

歩道側の後半 200m は供用開始ということですが、これ全体の 1.7 キロ全部に 歩道がつくということでよろしいんでしょうか。

(鈴鹿建設事務所)

はい。歩道のある計画です。

(委員)

この道路の伊勢鉄道の下がアンダーパスとなってるんですけど、ここ近年の 線状降水帯等の影響でアンダーパスで水が溜り、車が水没するという事故がか なり多く出てるんですけど、その点の排水は大丈夫なのでしょうか。

(鈴鹿建設事務所)

はい、一応大丈夫なように計画をしております。

一応アンダーパスとかは、ご思案いろいろある中で、アンダーバスを採択したということになっております。

また排水に対しては、ちょっとまた対策はしておりますけども、補足できるものがあれば、次回説明させていただくようにいたします。

(委員)

わかりました。

(委員)

先ほど事業の目的でおっしゃっていただいたように多分地元からもすごく必要とされているところだとは思うんですけど、地元のご意向とか示すような改めてそういうもしデータとか資料とかあれば、またご用意いただけるといいかなと思います。

今ちょうど見ていただいている②番のところも確かにあのもう本当に早く整備していただけたらいいなと思うんですけど、例えばこの②番を裏づけするような何か証拠となるような、例えばそういうミッシングリンクとかダブルネットワークとか、何かそういうような資料があればありがたいかなと思います。

(鈴鹿建設事務所)

はい、一つ目については同盟会の要望を強く受けてそこからきっかけというところもございますのでそこらを説明させていただきます。

2番の緊急輸送道路の機能強化とかですね、この辺も詳細な資料を用意しつつありますので、どちらも詳しく説明したいと思います。

(委員)

ありがとうございます。

7番 道路事業 (一般国道 163号 (片田バイパス 3 工区)) の概要

説明

- ①津建設事務所から説明
- ②質疑応答

(委員長)

事業費に関してなんですけれども、やはり先ほどの質問と同じなんですけれども、当初の事業費から何か増加とか変更分っていうのはありましたか。

(津建設事務所)

今回は特にございません。当初のままでございます。

(委員長)

計画通りに進んでるっていうことでよろしいんですよね。

進捗もちょうど半分ぐらいの時期かなと思いますので、残り5年で40%ぐらいということなんで、順調なんですか。

(津建設事務所)

そうですね、今現状ですねこの図面の左側半分っていうのが、ほぼ道路の形が 見えている状況になってきてますので、大体 2.4km のうちに 1.8km ありますん でいい感じで進んできているのかなとは思っております。

(委員長)

わかりました。

8番 道路事業 (一般国道 368号 (奥立川)) の概要説明

①津建設事務所から説明

②質疑応答

(委員)

173ページの事業の進捗状況があるところで、先ほどご説明の中で用地の買収率がかなり進んでいるということなんですけども、こちらの表の用地補償が6.3%ということで、これだけ見ると何か進んでない。

あと、工事の事業金額のところで金額ベースでの進捗率が9.3%ということで、 期間がもう50%を経過してるのに対して少し低いように感じるんですけれども、 そのあたりはいかがでしょうか。

(津建設事務所)

少し県単を入れたり、少しここには数字に現れない状況が入ってきておりま

す。

そこについてはですね、本審査のときにですね、わかるような資料でご説明させていただければと思います。

(委員)

今のところは事業計画通りに進んでいると。

(津建設事務所)

はい、事業計画通り進めていきたいと思っています。

(委員)

ありがとうございます。

(委員長)

私の方から 174 ページの費用対効果分析の便益のところの交通事故減少便益のところが 100 万円ですかね。

ご説明いただいたんですけれども、前に説明いただいた事業よりも遥かに狭い狭小区間の中でのこの交通事故の減少便益ってのが低いように思ったんですけれども、これどういう計算っていいますか。

(津建設事務所)

詳しい話はまた次回説明させていただくので、基本的に交差点の数と思って いただいたら結構かと思います。

(委員長)

そうなんですね。

(津建設事務所)

今回単路線を元々交差点がないところですので、事故減少便益があまり出て こないっていう形でして、まだ次回もう少し丁寧な説明させていただきたいと 思います。

(委員長)

こんなに狭いところを広げるのに便益が計上できないっていうのはなかなかもどかしいのかなと思うんですけれども。

(津建設事務所)

そこはもしかしたら走行時間短縮でスピードのところで短縮するとかってそんなんがあるんだと思うんですが。

(委員長)

わかりました。

9番 道路事業(主要地方道亀山白山線(3工区))の概要説明

①津建設事務所から説明

②質疑応答

(委員)

185ページの交通事故で減少便益がマイナスということですか。ここをちょっとご説明いただければと思います。

(津建設事務所)

交通事故減少便益ですね、先ほどのところ、交差点の数ってお話をさせていた だいたんですが、単純に交差点の数が増えるか減るかってことなんですけど。

(委員)

交差点が出来るってことですか。

(津建設事務所)

次回再度説明させていただきます。

(委員長)

事業の進捗の方で聞きたかったんですけど、3分の2の期間が過ぎてて、今20%っていうのは、若干低いのかなっていうふうに感じたんですが、これは延伸といいますか区間ベースでいうと、まだ半分ぐらい来てるっていうことなんですか。

(津建設事務所)

少し前までは用地買収の困難者が、非常に事業に反対される方がいて、なかなか用地が取得できなかったとありまして、ちょうどそれがバイパスのところの

入口になってですねその方がずっと最後まで反対されてしまうと、この事業が立ち行かなくなってしまいますので、あえて少し進捗状況を落としていたって事情がございます。

その方が今ようやく、契約いただきましたので、今後は順次計画通りで進めていくように努力していきたいというふうに考えております。

(委員長)

それだと事業期間が延びる可能性ということも少しはあるということですね。

(津建設事務所)

事業期間としてはやっぱり元々令和6年だったものがこれでちょっと6年間 延びると。用地買収が令和2年とかそれぐらいですので。

(委員長)

前回の審査のときには、令和6年度までという計画だったと。

(津建設事務所)

今回 10 年、事業を開始し始めて 10 年になりますので、当初計画は令和 6 年、今回再評価に当たって、令和 12 年度というような形になります。

(委員長)

また次回そこら辺の経緯とご説明をいただければと思います。

11番 道路事業(一般国道260号(船越))の概要説明

①伊勢建設事務所から説明

②質疑応答

(委員長)

橋梁に関して写真 196 ページの写真だとまだかかってないように見えるんで すけれども、これ今からかけられるってことなんですかね。

橋梁は時間かかると思うんですけど、令和8年度までには終わると。

(伊勢建設事務所)

それは大丈夫です。1スパンの小さな橋梁ですので、十分間に合うと考えてお

ります。

(委員長)

わかりました。

こちらの道路は、津波高を考慮した盛り土構造ということだそうですけれども、道路事業で費用便益効果にその津波防御の効果を入れるっていうのは難しいかもしれないんですが、それによって防御される家屋の被害総額等を考えるともっと費用便益は今回の道路って価値があると思うんですけれども、その辺は、どうにか見込めないものなんですか。

(伊勢建設事務所)

そうですね。

そこにつきましては次回も説明させていただきますが、その他便益という形でご説明の方させていただくつもりでいます。あくまで道路といたしましてはやはり先ほどもお話してます交通時間便益とかそういった、道路としての機能の便益ということでB/Cの方は出させていただいております。

(委員長)

なるほど、わかりました。

(委員)

同じような話ですが、これが盛り土構造でいわゆる堤防的に働いていくということ。

(伊勢建設事務所)

堤防的というよりは津波が来た場合でもその道路が機能を発揮するというふ うに考えております。

津波が来たときに低いところですと、緊急輸送道路としての機能が損なわれてしまいますので、津波があった場合でも緊急輸送道路としての機能があるというふうな考え方でおります。

(委員)

それは津波が越波しないということではない。

(伊勢建設事務所)

越波はしない、越波はしない高さにはなっております。

(委員)

わかりました。

(委員長)

私の方からもう一点なんですけれども、ちょうどこの写真で、右手の方から赤いラインが分かれかけるところですね、グランドのようなものが見えるんですけれども、これは何か公共施設になのでしょうか。

(伊勢建設事務所)

南伊勢町のグラウンドで、この高台にこっちの方に南島中学校、去年移設してまして、ここは、あとは共用の住宅がちょっと課題になったんですけどそれが一番計画があるような段階です。

(委員長)

学校等の施設ではないということですね。わかりました。

13番 道路事業(一般国道 422号(下地志子))の概要説明

①尾鷲建設事務所から説明

②質疑応答

(委員長)

私の方から 210 ページの進捗のところで図の真ん中付近に松原橋という橋があるんですけれども、これは事業区間からは外れてるんですか。

(尾鷲建設事務所)

外れております。

(委員長)

これは松原橋自体が改良を見込んで事前に作られてるのですか。

(尾鷲建設事務所)

2 車線ございますので、改良済みとして判断してます。

(委員長)

わかりました。

211 ページの社会情勢等の変化っていうことを入れていただいてたんですけれども、これ入れていただいたっていうことは何か事業費等の変更があったから説明されたということでしょうか。

(尾鷲建設事務所)

特に事業費に変更はございません。ちょっとくしの歯ルートっていうのに選 定されたもんですから、ご紹介させていただきました。

(委員長)

そういうことなんですね。

緊急時の重要度が上がったっていうのはこれでよくわかったので、入れていた だいたのは良いことだと思います。

もう一点だけよろしいですか。おそらく事業費一番かかるトンネルかなと思ったんですけれども、トンネルの進捗について教えていただけますか。

(尾鷲建設事務所)

現在、詳細設計等終わりまして用地買収を前へ進めているところでございます。

それ終わり次第、工事に着手してまいりたいと思っております。

(委員長)

進捗に関しては当初計画通り進んでいるということですか。

(尾鷲建設事務所)

当初計画通り進めてトンネルの後に道路の架け替えもございますのでそれを 含めて12年度に供用する予定でございます。

(委員長)

わかりました。

(6) 閉会